

## 延岡市水洗便所改造資金融資斡旋事業実施要綱（改正）

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、公共下水道の処理区域内において、くみ取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事を行おうとする者に対し、改造資金の融資斡旋及びその融資を受けた改造資金（以下「融資金」という。）を完済した場合の利子補給について、必要な事項を定めるものとする

### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8項に規定する処理区域をいう。
- （2） 排水設備 延岡市下水道条例（平成10年条例第23号。以下「条例」という。）第2条第5項に規定する排水設備をいう。
- （3） 改造工事 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続するために行う排水設備工事又は既設のし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するために行う排水設備工事をいう。
- （4） 改造資金 改造工事を行うために必要な資金をいう。
- （5） 取扱金融機関 市が改造資金の融資に関する契約を締結した金融機関をいう。
- （6） 融資斡旋 市長が、改造工事を行う者に対する改造資金の融資を取扱金融機関に依頼することをいう。

### （融資斡旋の対象者）

第3条 改造資金の融資斡旋を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 処理区域内に在する建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た当該建築物の使用者であること。
- （2） 融資金の弁済能力があること。
- （3） 市税その他市に対する納入金を滞納していないこと。
- （4） 改造資金を一時に負担することが困難であること。
- （5） 融資金の弁済に係る連帯保証人を有すること。

### （連帯保証人の資格）

第4条 前条第5号に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 原則として市内に住所を有する20歳以上の者（破産者であって復権していない者、成年被後見人及び被保佐人を除く。）であること。
- (2) 一定の収入があり、又は相当の資産を有する者であること。
- (3) 市税その他市に対する納入金を滞納していないこと。
- (4) 条例第6条に規定する指定工事店（法人にあってはその役員）及びその従業員でないこと。
- (5) 他人の改造資金の融資に係る連帯保証人になっていないこと。
- (6) 取扱金融機関において保証能力があると認めたもの。

（融資斡旋の額）

第5条 融資斡旋の額は、改造工事に要した費用の範囲内において、建物1棟の改造につき50万円を限度限度とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるばあいは、100万円を限度とする。

（融資斡旋の条件）

第6条 取扱金融機関が行う改造資金の融資斡旋の条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資利率 毎年4月1日現在の旧長期プライムレートの率に0.3%を加えたものとする。
- (2) 償還期間 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して48ヶ月以内とする。この場合において1月あたりの償還額は1万円以上とする。
- (3) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から元利均等方式により約定弁済日までに月賦償還するものとする。ただし、約定弁済日前において未償還額の全部を一括して償還しようとするときは、繰上償還することができる。
- (4) 遅延利息 融資金の各月償還金をその約定弁済日後に償還する場合に課するものとし、その率は市長が取扱金融機関との協議により定めるところによる。

（融資斡旋の申請）

第7条 融資斡旋を希望する者は、水洗便所改造資金融資斡旋申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の印鑑証明書、納税（完納）証明書及び所得証明書
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書、納税（完納）証明書及び所得証明書

（融資斡旋の決定）

第8条 市長は、改造資金の融資斡旋を決定したときは、水洗便所改造資金融資斡旋決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をしようとするときは、取扱金融機関の意見を聴かななければならない。

(融資の手続き等)

第9条 融資斡旋の決定を受けた者は、改造工事が完了したときは取扱金融機関に対し、次に掲げる書類を添えて改造資金の融資の申込をするものとする。

- (1) 前条第1項に規定する水洗便所改造資金融資斡旋決定通知書
- (2) 条例第7条第2項に規定する排水設備に係る検査済証
- (3) 前2号に定めるもののほか、取扱金融機関が必要と認める書類

2 取扱金融機関は、前項の融資の申込みを受けたときは、当該融資の申し込みを行った者からの委任状に基づき、改造工事を実施した指定工事業者に改造資金を交付するものとする。

(融資斡旋の取消し)

第10条 市長は、融資斡旋の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、融資斡旋の決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく条例第5条に規定する排水設備の工事の確認を受けた日から30日以内に当該工事に着手しないとき。
- (2) 第3条各号の一に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(届出の義務)

第11条 改造資金の融資を受けた者が次の各号の一に該当するときは、当該融資を受けた者又はその相続人は、速やかに水洗便所改造資金融資事項変更届(様式第3号)によりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更しようとするとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 破産したとき又は保全処分、差押え、強制執行等を受けたとき。

2 連帯保証人が次の各号の一に該当するときは、改造資金の融資を受けた者又はその相続人は、速やかに水洗便所改造資金融資事項変更届によりその旨を市長に届け出なければならない。

- 1) 住所を変更しようとするとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 破産したとき又は保全処分、差押え、強制執行等を受けたとき。

3 市長は、前2項の届出があったときは、取扱金融機関にその旨を通知するものとする。

この場合において、当該届出が同項第2号又は第3号の規定に該当するものであるときは、取扱金融機関は、改造資金の融資を受けた者又はその相続人に対し新たに連帯保証人をたてるよう求めなければならない。

(繰上償還)

第12条 取扱金融機関は、改造資金の融資を受けた者又はその相続人が次の各号の一に該当するときは、償還期限前であっても融資金の未償還額の全部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 改造資金の融資を受けた者の責めに帰すべき理由により約定弁済日までに各月償還金を償還しないとき。
- (2) 偽り又は不正な手段により改造資金の融資を受けたとき。

2 取扱金融機関は、改造資金の融資を受けた者に対し融資金の繰上償還を求めたときは、その旨を市長に通知しなければならない。

(利子補給)

第13条 市長は、改造資金の融資を受けた者又はその相続人が融資金を完済したときは、その者に対し次表に定める率により、約定弁済日（第6条第3号ただし書の規定により繰上償還があった場合は当該繰上償還をした日）までの間の利子に相当する金額を交付するものとする。ただし、前条第1項の規定により繰上償還を命ぜられた場合は、これを交付しない。

公共下水道の供用開始の日から 融資斡旋申請までの期間	利子補給率
1年以内のもの	100%
1年を超え3年以内のもの	70%

2 条例第3条ただし書の規定による特別の理由により排水設備の設置の延期が認められた場合の延期期間については、前項の表に定める期間に算入しない。

(利子補給の申請等)

第14条 前条の規定により利子補給を受けようとする者は、水洗便所改造資金融資利子補給交付申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理した月の翌月末までに当該申請をした者に対し、利子補給金を支払うものとする。

第15条 市長は、必要があると認めるときは、取扱金融機関に対し、融資及び償還の状況の報告を求めることができる。

(集落排水事業に関する特例)

第16条 市長は、延岡市集落排水処理施設条例(平成2年条例第16号)の規定に基づき、くみ取り便所を改造し、排水処理施設に接続するために行う排水設備工事又は既設のし尿浄化槽を廃止し、排水処理施設に接続するために行う排水設備工事を行う者に対し、この要綱に定めるところにより融資斡旋及び利子補給をすることができる。

---

(延岡市浄化槽事業に関する特例)

第17条 市長は、延岡市浄化槽事業条例の規定に基づき、くみ取り便所を改造し、処理施設に接続するために行う排水設備工事又は既設のし尿浄化槽を廃止、処理施設に接続をするために行う排水設備工事を行う者に対し、この要綱に定めるところにより融資斡旋及び利子補給をすることができる。

---

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、水洗便所改造資金融資斡旋事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成4年3月31日以前に公共下水道の供用開始をした区域については、平成5年3月31日に供用開始したものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱は、平成9年10月1日以後の第7条に規定する融資斡旋の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱は、平成13年4月1日以後の第7条に規定する融資斡旋の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

改正後の第4条の規定は、市が平成13年4月1日以後に受理した融資斡旋の申請について適用し、市が同日前に受理した融資斡旋の申請については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱は、平成16年8月1日以後の第7条に規定する融資斡旋の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

改正後の第7条の規定は、市が平成16年8月1日以後に受理した融資斡旋の申請について適用し、市が同日前に受理した融資斡旋の申請については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱は、平成18年4月1日以後の第7条に規定する融資斡旋の申請について適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

改正後の第7条の規定は、市が平成18年4月1日以後に受理した融資斡旋の申請について適用し、市が同日前に受理した融資斡旋の申請については、なお、従前の例による。